

令和 7 年度
京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金
(駐車場・農地等再エネ導入促進事業)

申請の手引き

令和 7 年 5 月 7 日

【問い合わせ先】

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係

所在地：〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電話：075-414-4298

FAX：075-414-4705

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

目次

1	事業の目的	1
2	補助対象者	1
3	補助対象事業	1
4	補助対象経費	4
5	補助金額	7
6	事業・申請の流れ	8
7	提出書類チェックリスト	10
8	留意事項	13
9	申請・問い合わせ窓口	13
10	様式記載例	14

1 事業の目的

京都府では、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、これまで再エネ設備の設置において、あまり利用が進まなかった場所などで地域の再エネポテンシャルを最大限に活用するとともに、地域課題の解決や経営支援につながる再生可能エネルギー導入のモデル地区を形成し、府内各地へ展開することとしています。

本補助金は、駐車場や農地、ため池といった場所への再生可能エネルギーの導入を促進するため、太陽光発電設備の導入費用や太陽光発電設備に付帯する蓄電池の導入費用を支援するものです。

2 補助対象者

本事業の補助を受けようとする者は、以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 事業を行う個人又は法人（国及び地方公共団体は除く）であること
- (2) 以下のいずれにも該当しないこと
 - ア 京都府税を滞納している者
 - イ 京都府暴力団排除条例（平成 22 年京都府条例第 23 号）第 2 条第 4 号に掲げる暴力団員等

3 補助対象事業

- (1) 以下の事業が本事業の対象となります。

○府内の駐車場等にソーラーカーポートを設置する事業

「駐車場等」とは、府内の駐車場又は駐輪場のことをいいます。対象は、平面駐車場であり、地下駐車場、立体駐車場及び機械式駐車場は対象外です。既存のカーポートに太陽光発電設備を設置する事業も対象外となります。

なお、カーポートとは、柱と屋根だけで作られ、壁やシャッターのない簡易車庫のことです。カーポートのオプションとなる設備は補助対象外となります。

○府内の農地又はため池に太陽光発電設備の設置をする事業

「農地」とは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地をいいます。農地に太陽光発電設備を設置する場合は、当該太陽光発電設備が設置された下部の農地において農業生産を適切に継続する必要があります。

「ため池」とは、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）第 2 条第 1 項に規定する「農業用ため池」とします。

- (2) 導入しようとする設備は、次のア～オの要件を満たす必要があります。
 - ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること
 - イ 各種法令等に遵守した設備であること
 - ウ 商用化され、導入実績があるものであること（中古設備は原則対象外）
 - エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効

果について J-クレジット制度への登録を行わないこと

オ 導入する設備ごとに、国実施要領※に定める要件を満たすこと

主な要件を下表のとおり紹介しますが、必ず国実施要領により詳細な要件をご確認ください。

※国実施要領（環境省HP）

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）

2. 交付対象事業の内容

【駐車場等】

ア屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

（ア）太陽光発電設備（自家消費型）及び（イ）蓄電池

【農地又はため池】

イ地域共生・地域裨益型再エネの立地

（キ）太陽光発電設備（地域共生・地域裨益型）及び（コ）蓄電池

駐車場等と農地又はため池に導入する場合で条件が異なりますので、御注意ください。

<主な設備要件>

補助対象設備	主な設備要件と解説
太陽光発電設備	【駐車場等、農地、ため池に導入する場合に共通】 (1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること ➡ <u>自家消費した分のCO2削減量を、環境価値として他人に譲渡しないでください。</u> (2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく<u>固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと</u> (3) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること ➡ 補助対象設備を用いて発電した電気を一般送配電事業者が運用する送配電ネットワークを介して、別の場所にある補助対象者が所有する建物に送電しないこと 【駐車場等に導入する場合】 (1) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の50%以上とすること ➡ 50%以上自家消費できるか試算してください。 また、設備導入後に必要に応じて自家消費率をご報告いただく場合

	があります。 ➡ 自家消費割合が 50%に満たない場合であっても、自家消費割合が 30%以上かつ、発電した電力の 50%以上を京都府内の需要家が消費する場合は、自家消費割合に係る設備要件を満たしているものとみなします。 【農地又はため池に導入する場合】 (1) 再エネ発電設備の整備にあわせて地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること ➡ 地域裨益型再エネ事業として、以下の 5 つのいずれかに該当している必要があります。 ①地域の雇用・資本、②利益の社会的投資、③地熱の副産物、地域内未利用資源の活用、④地域事業者による施設整備・維持管理、⑤再生可能エネルギーの地産地消 (2) 本事業により導入する再エネ発電設備で発電した電力のうち、当該再エネ発電設備の敷地内で自家消費されないものについては、京都府内の需要家で消費すること ➡ オフサイト PPA での消費も可能です。 ➡ 発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力(※)が生じ、京都府内の需要家で消費できずに売電する場合は、売電により得られた収入は、本事業で導入した設備等の維持管理・更新のための費用に充ててください。 ※発電量の 30%以内とします。
蓄電池	【駐車場等、農地、ため池に導入する場合に共通】 (1) 本補助金により導入する太陽光発電設備の附帯設備として、太陽光発電設備と同時に申請・導入するものであること ➡ 蓄電池単体での申請はできません。 ➡ 蓄電池が補助対象であっても、同時導入する太陽光発電設備が補助対象でない場合、いずれの設備も補助対象外となります。 (2) 原則として再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること ➡ 商用電源から蓄電池への充電は行わないようにし、日常的に再生可能エネルギー発電設備から充電した電気を利用してください。

	(3) 家庭用：12.5 万円/kWh、業務用：11.9 万円/kWh 以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 （家庭用：4,800Ah・セル未満、業務用：4,800Ah・セル以上）
--	---

(3) 他の補助金・助成金等の交付を受けていないこと

原則、本補助金以外の補助金等（以下、他補助金）を受けている事業については、本補助金の対象となりません。

ただし、市町村等がその一般財源により実施する補助事業など、併用可能な場合もありますので、併用可否については「9 申請・問い合わせ窓口」までご相談ください。

なお、他補助金と併用する場合の本補助金の額は、補助対象経費から他補助金の額を除いた額をもとに計算します。詳しくは「5 補助金額」をご覧ください。

4 補助対象経費

補助対象経費は、事業を行うために必要な下表に掲げる経費で、本事業で導入又は実施されたことを証明できるものに限ります。

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に

			基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35万円/kWを上限とする。))
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいう。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいう。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（補助要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。

なお、以下に掲げる経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

- ・ 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- ・ 過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・ 既存設備の撤去、移設及び処分のために要した費用
- ・ 土地・建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- ・ 本事業と直接関係のない工事に要した費用
- ・ 設備導入後に稼働させるための燃料費、その他のランニング費用
- ・ 経理処理上、補助金交付することが適さないもの

＜具体例＞

- ・契約書（発注書、請書を含む）、納品書、請求書、振込依頼書、領収書その他証拠帳票類が不備の場合
- ・補助対象経費以外の経費と混同して支払が行われており、補助対象経費との支払の区別が困難な場合
- ・関連会社（資本関係のある会社等）との取引の場合 など

補助対象設備の例

＜太陽光発電設備＞

ア 駐車場等に太陽光発電一体型カーポートを導入する場合

太陽光発電モジュール一体型カーポート、基礎※、接続箱、パワーコンディショナ、配線

イ 駐車場等に太陽光発電搭載型カーポートを導入する場合

太陽光発電モジュール、架台、カーポート（太陽光発電モジュールの土台となるものに限る）、基礎※、接続箱、パワーコンディショナ、配線

ウ 農地に太陽光発電設備を導入する場合

太陽光発電モジュール、架台、基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線

エ ため池に太陽光発電設備を導入する場合

太陽光発電モジュール、架台、池底基礎、接続箱、パワーコンディショナ、配線、フロート、ブリッジ

※ 太陽光発電一体型カーポート及び太陽光発電搭載型カーポートの基礎は、カーポートの柱を地面に固定するための部分に限ります。

補助対象設備の例一覧

番号	項目	駐車場等		農地	ため池
		一体型	搭載型		
1	太陽光発電モジュール一体型カーポート	○	—	—	—
2	太陽光発電モジュール	—	○	○	○
3	架台	—	○	○	○
4	カーポート	—	○	—	—
5	基礎（池底基礎）	○	○	○	○
6	接続箱	○	○	○	○
7	パワーコンディショナ	○	○	○	○
8	配線	○	○	○	○
9	フロート	—	—	—	○
10	ブリッジ	—	—	—	○

5 補助金額

補助金額は、設備の種類ごとに以下のとおりです。

なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額が交付されるとは限りません。

(1) 太陽光発電設備

補助金額は、次のうちいずれか金額の低いものとします。

【駐車場等に導入する場合】

ア 設備導入費用（工事費込、税抜） × 補助率（1／3）

イ 補助上限（200 万円）

【農地又はため池に導入する場合】

ア 設備導入費用（工事費込、税抜） × 補助率（1／2）

イ 補助上限（500 万円）

(2) 蓄電池

補助金額は、次のうちいずれか金額の低いものとします。

ア 設備導入費用（工事費込、税抜） × 補助率（1／3）

イ 補助上限（蓄電容量※1 × 以下に定める蓄電池の kWh 単価※2 × 1／3）

ウ 補助上限（100 万円※3）

※1 蓄電容量については、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値とします。

※2 4,800Ah・セル相当の kWh 未満：14.1 万円／kWh

4,800Ah・セル相当の kWh 以上：16.0 万円／kWh

※3 災害時に地域で電力を提供する場合は、上限を 200 万円に引き上げます。

(3) 他補助金と併用する場合

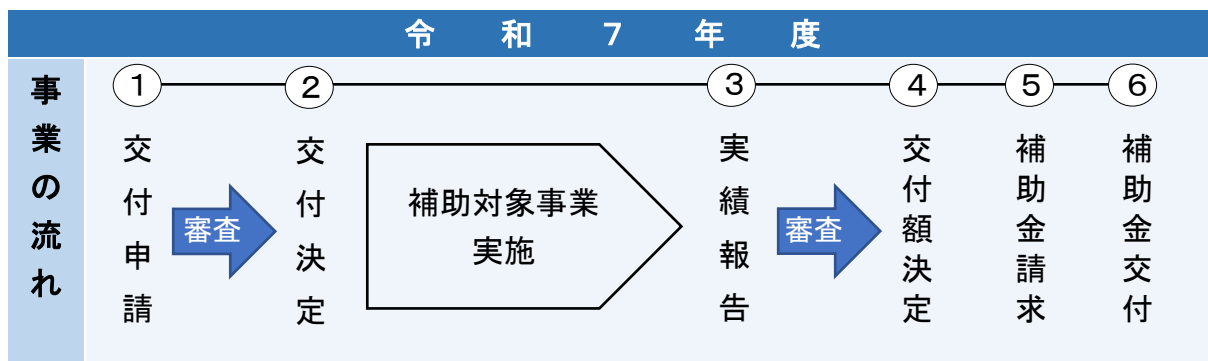
補助金額は、設備ごとに以下のとおり計算し、次のうちいずれか金額の低いものとします。

ア {設備導入費用（工事費込、税抜） - 他補助金} × 補助率

イ 補助上限

6 事業・申請の流れ

補助金の申請や事業の流れは、以下のとおりです。



① 交付申請

交付申請書に必要書類を添えて、以下期間中に申請窓口まで持参してください。

【交付申請受付期間】

令和7年5月7日（水）～令和8年1月30日（金） ＜必着＞

※交付の決定までに2～3週間程度かかりますので、お早めにご提出ください。

② 交付決定

提出書類の確認完了後、原則電子メールにて交付決定通知を送付します。

なお、原則、交付決定通知後に補助対象事業に着手していただく必要がありますが、やむを得ない事由により交付申請後から交付決定前に契約締結又は工事着手しようとする場合は、事前着手届を提出し、知事の承認を得てください。（事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません。下表をご参照ください。）

また、交付決定後に計画の変更や中止・廃止がある場合、変更承認申請書又は報告書に必要書類を添えて速やかに提出してください。

	交付決定前	交付決定後
原則	①見積のみ着手可 (②発注等への着手不可)	②発注・③契約・④工事着手・⑤納品・ ⑥検収・⑦支払
事前着手届を 提出した場合	①見積・②発注・③契約・⑦支払 (前払金のみ) は着手可	④工事着手・⑤納品・⑥検収・ ⑦支払 (残額又は全額)

※事前着手届を提出する場合であっても、①見積以外は交付申請後に行ってください。

③ 実績報告

事業完了後、実績報告書及び必要書類を、以下ア・イのうちいずれか早い日までに提出してください。＜必着＞

ア 補助対象工事完了日から60日以内

イ 令和8年2月27日（金）¹

¹ 支払を含む事業完了が令和8年3月1日（日）から令和8年3月13日（金）までとなる場合は、事前にご相談ください。令和8年3月13日（金）までに実績報告を提出することを条件に受付します。

④ 交付額決定

提出書類の確認完了後、原則電子メールにて額の確定通知を送付します。

⑤ 補助金請求

交付請求書に必要事項を記入し、④の通知を受領してから1週間以内に送付してください。

⑥ 補助金交付

請求から約1か月で、ご指定の口座に補助金をお振込みします。

7 提出書類チェックリスト

申請ごとに、次の書類をチェックリストの順番どおり編綴の上、ご提出ください。

(1) 交付申請

確認事項と提出資料	
ア	☐ 交付申請書（第2号様式（第5条関係））
イ	☐ 事業計画書（要領別紙2）
ウ	☐ 交付申請書類に係るチェックリスト（本表）
エ	☐ 申請者の氏名・所在地が分かる次のいずれかの資料 ☐ 現在事項又は履歴事項証明書（コピー可、発行後3か月以内） ☐ 申請者の住民票の写し（個人事業主の場合）（コピー可、発行後3か月以内）
オ	☐ 事業実施場所及びその所有者が確認できる資料 ☐ 登記事項証明書（コピー可、発行後3か月以内）
カ	☐ 設備の設置場所が特定できる資料 ☐ 付近見取図と現在の利用状況が判る図面・写真等
キ	☐ 補助対象経費の根拠となる次のいずれかの書類 ☐ 見積書 ☐ 上記書類に代わるもの（ ）
ク	☐ 補助対象設備が要件に合致することが分かる資料 （型番や設備容量等が確認できる仕様書やカタログ等） ☐ 太陽光パネル（ ☐ 型式 ☐ 設備容量） ☐ 蓄電池（ ☐ 型式 ☐ 設備容量）
ケ	☐ 補助対象設備の工事期間が判別できる次のいずれかの資料 ☐ 予定工程表 ☐ 上記書類に代わるもの（ ）
コ	☐ 府税に滞納がないことの証明書
サ	☐ 口座振替依頼書
4,800Ah・セル未満の蓄電池設置事業を申請する場合	
シ	☐ 蓄電池のパッケージ型番が、 一般社団法人環境共創イニシアチブ（S I I） に登録されていることが分かる書類
申請者又は対象設備使用者、設置場所所有者のいずれかが異なる場合	
ス	☐ 京都府太陽光発電設備等導入促進事業補助金に係る設置施設に関する同意書（要領別紙2 別添）
PPA 又はリースの場合	
セ	☐ サービス料金又はリース料金から交付金額相当分又はその一部が控除されることがわかる書類
交付申請日から30日以内に工事着手予定の場合	
ソ	☐ 事前着手届（要領別紙1）
駐車場等に導入する場合	
タ	☐ 建築確認申請書の写し
農地又はため池に導入する場合	
チ	☐ 農地の一時転用申請書（添付書類含む）の写し（※農地に導入する場合のみ）
ツ	☐ 国立公園等に設置する場合は、市町村の同意書
テ	☐ 当該施設が記載されたハザードマップ（土砂災害・浸水被害）

※その他審査に当たって必要な書類の提出を求める場合があります。

(2) 変更承認書類

確認事項と提出書類	
ア	☐ 変更承認申請書（第 3 号様式（第 6 条関係））
イ	☐ 事業計画書（要領別紙 2） （事業計画書の内容に変更がある場合）
ウ	☐ 変更交付申請書類に係るチェックリスト（本表）
エ	☐ 交付申請時から変更内容を証明する書類 （交付申請書類に係るチェックリストを参考に、変更内容に応じた資料を添付してください。）

(3) 実績報告

補助対象設備	確認事項と提出資料	
共通	ア	☐ 実績報告書（第6号様式（第10条関係））
	イ	☐ 事業実施報告書（要領別紙2）
	ウ	☐ 実績報告書類に係るチェックリスト（本表）
	エ	☐ 契約書の写し
	オ	☐ 契約先に補助対象経費を支払ったことが分かる次のいずれかの書類 ☐ 領収書等の写し ☐ 上記書類に代わるもの（ ）
	カ	☐ 補助対象設備ごとの金額（工事費含む、税抜）が分かる次のいずれかの書類 ☐ 請負代金内訳書 ☐ 上記書類に代わるもの（ ）
	キ	☐ 設置した補助対象設備の型番、数量が分かる次のいずれかの書類 ☐ 保証書、納品書又は出荷証明書 ☐ 上記書類に代わるもの（ ）
		☐ 補助対象設備の設置場所又は設置位置が交付申請時から変更した場合
	ク	☐ 設置図（平面図等）
		☐ PPA 又はリースの場合
	ケ	☐ 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる次のいずれかの書類 ☐ 事業者との契約書（メンテナンス項目がある） ☐ 上記書類に代わるもの（ ）
		☐ 駐車場等に導入する場合
	コ	☐ 建築確認済証の写し
		☐ 農地に導入する場合
	サ	☐ 農地の一時転用許可書の写し
太陽光発電設備	シ	☐ 設備の全体及び銘板（仕様）が確認できる写真 ☐ 「全ての太陽電池モジュール」の設置後の写真（カラー） ☐ 「パワーコンディショナー」の設置後の写真（カラー）
蓄電池	ス	☐ 設備の全体及び銘板（仕様）が確認できる写真 ☐ 「蓄電池本体」「パワーコンディショナー」「DC/DCコンバータ」の設置後の写真（カラー）
		☐ 災害時に地域で電力を提供する場合
	セ	☐ 地域との連携協定に関する資料もしくはそれを証する書類（写し）

8 留意事項

補助事業遂行上、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項について御確認ください。

<許認可等の例>

- ・建築確認申請 ・農地転用許可 ・土地使用許可 ・設備設置承諾
- ・市街化調整区域に関する申請（例：区画変更、形質変更等）
- ・景観条例 ・電力会社系統連系申込
- ・電気事業法に関する届出（例：基礎情報の届出、使用前自己確認結果の届出等）
- ・消防関係届出

9 申請・問い合わせ窓口

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課エネルギー政策係

所在地：〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

電 話：075-414-4298

FAX：075-414-4705

E-mail：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

10 様式記載例

(1) 事業計画書

別紙2 (要領第8条第1号関係)

京都府太陽光発電等導入促進事業補助金事業計画書 (駐車場・農地等再エネ導入促進事業)

導入場所 農地・ため池 プルダウンから選択してください。

申請者 住所 京都府〇〇市△△町1丁目1番地1
氏名 株式会社〇〇〇〇

導入場所について、
プルダウンで選択

1 補助対象設備の設置場所所在地 (施設等名称)

設置場所所在地 (施設等名称)	交付申請書等の住所・氏名と一致
〒602 - 0000 京都府〇〇市△△町2丁目2番地2	太陽 花子

登記事項証明書の住所・所有者と一致

※申請者と補助対象設備使用者や設置場所所有者が異なる場合は、申請同意書を添付してください。

2 設置予定の補助対象設備の内容及び費用

(1) □太陽光発電設備

設置予定の太陽光発電設備に掛かる費用※1	3,375,000
----------------------	-----------

蓄電池の種別について、
プルダウンで選択

(2) □蓄電池

設置予定の蓄電池の種別	4800Ah・セル未満 (家庭用)
設置予定の蓄電池の蓄電容量※2	12.0 kWh …③
設置予定の蓄電池に掛かる費用※1	1,680,000 円 …④

※1 消費税及び地方消費税相当額除く

※2 小数点第二位以下切り捨て

3 他補助金の受入状況

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合 (受けていない場合は空白で構いません)

(1) 太陽光発電設備

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア 他補助金額	
イ ①ー④	3,375,000 円 …⑤

原則、他の補助金との併用はできません。事前にご相談いただき、認められた場合のみ記載してください。

(2) 蓄電池

補助金等の名称 (複数ある場合は全て)	
ア 他補助金額	円 …⑥
イ ⑤ー⑥	1,680,000 円 …⑦

4 交付申請額（千円未満切捨て）

(1) 太陽光発電設備

ア	補助率：⑤× 1/2	1,687,000
イ	申請額(⑥)又は 500 万円のいずれか低い額	1,687,000

自動計算になっていますが、計算に誤りがないか必ずご確認ください。

(2) 蓄電池

ア	補助率：⑥× 1/3（千円未満切捨て）	560,000	円	…①
イ	申請額（①、14.1万円/kWh×1/3、100万円※の低い額）	560,000	円	…②

※災害時に地域で電力を提供する場合は200万円

(3) 合計

申請額（①+②）	2,247,000	円
----------	-----------	---

5 補助事業により導入する再生可能エネルギーの自家消費見込

年間の想定発電量（kWh）・・・①	15,000	kWh
年間の想定自家消費量（kWh）・・・②	10,000	kWh
年間の想定府内消費量（kWh）・・・③	1,000	kWh
年間の府内消費率（（②+③）÷①）	73	%

※②を除く

6 補助対象設備の工事請負契約締結、工事着手及び完了の予定

工事請負契約締結予定日	令和 7 年 9 月 15
工事完了予定日	令和 7 年 12 月 28
支払完了予定日	令和 8 年 1 月 15

駐車場に導入する場合は府内消費率が50%以上

また、③がある場合、消費の方法について資料をもって説明してください。

7 誓約事項

次の事項

- (1) 導入する再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと

- (2) 補助事業により導入した設備による発電量のうち、自家消費されないものについては、府内の需要家で消費すること。発電量や需要量の変動によりやむを得ず余剰電力が生じ府外の需要家に売電する場合、発電量の30%を上限として売電し、得た収入は補助により導入した設備の維持管理・更新に充当すること。

- (3) 補助対象設備の使用状況について、京都府から実績報告の要請があった場合には、発電実績等を提出すること

- (4) 再生可能エネルギー発電設備等の普及促進を図るために本府が実施する広報活動などの取組に協力すること

- (5) 再エネ発電設備の整備にあわせて地域の環境

の経済及び社会の持続的発展に資する取組であること

- (6) 蓄電池について申請する場合、次の価格以下

（家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh）

＜農地又はため池に導入する場合＞

地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容を以下に記載ください。

農地又はため池に導入する場合、どのような地域裨益型再エネ事業なのか、概要を記載ください。（駐車場等に導入する場合は記入不要です。）

なお、地域裨益型再エネ事業の5つのポイントについては、本手引p. 2の主な設備要件と解説をご覧ください。

発電事業者、施工業者を地域の事業者としたり、賃料の支払、売電収入の一部を地域団体に寄付することで、地域に還元を行う。
また、導入した設備の見学を受け付け、地域住民等を対象に環境教育を行う。

8 申請者等の情報

(1) 申請者の情報

※ 申請者が個人の場合は、電話番号とメールアドレスのみ記載してください。

※ 申請者が事業者の場合は、担当者を2名記載してください。

担 当 部 署	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	部署名・役職名	
	氏名	
	メールアドレス	
	住所	
	電話番号	

(2) 補助対象設備使用者の情報（※駐屯地等には適用する場合のみ該当）

申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合のみ記載

※ 申請者がPPA事業者又はリース事業者の場合は、補助対象設備使用者が申請者と異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

※ 補助対象設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

	法人名称	
代 表 者	職名	
	氏名	
担 当 部 署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

(3) 設置場所所有者の情報

※ 設置場所所有者が、申請者・補助対象設備所有者の場合は、申請者・補助対象設備所有者の情報を記載してください。

設置場所所有者が申請者や補助対象設備所有者の場合のみ記載

※ 設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

	法人名称	
代 表 者	職名	
	氏名	
担 当 部 署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	メールアドレス	

(2) 申請同意書

(要領第8条第1号関係 別添)

京都府太陽光発電等導入促進事業補助金申請同意書

年 月 日

(宛先) 京都府知事

申請者 住所 京都府〇〇市△△町1丁目1番地1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 京都 太郎

次の同意事項の内容に同意し、申請内容に間違いがないことを確認しています。

区分	法人名（名称及び代表者の氏名）
申請者	株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 京都太郎 丸印
補助対象設備使用者 (PPA又はリースの場合の補助対象設備による発電電力の使用者)	太陽 花子 印
設置場所所有者 (申請者又は対象設備使用者と異なる場合)	

それぞれ自署又は記名押印してください。

PPA又はリースによる設備導入の場合は当該PPA事業者又はリース事業者

PPA又はリースによる設備導入の場合は、補助対象設備による発電電力の使用者

補助対象設備の設置場所の所有者が申請者・補助対象設備使用者と異なる場合に記載

【同意事項】

- 1 PPA事業者又はリース事業者は、申請者が対象設備使用者から領収する電力販売における電力使用料又はリース料の算定に当たり、同使用料から補助金相当額分を減額することを要します。
- 2 申請者及び補助対象設備使用者が、補助金交付後取得財産を処分しようとするときは、申請者はあらかじめ知事の承認を得る必要があります。また、知事の承認を得て処分した場合、申請者に対して、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

(3) 事業実施報告書

別紙2 (要領第8条第1号関係)

京都府太陽光発電等導入促進事業補助金事業実施
(駐車場・農地等再エネ導入促進事業)

導入場所について、
プルダウンで選択

導入場所 駐車場等 プルダウンから選択してください。

申請者 住所 京都府〇市△町1丁目1番地1
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 京都 太郎

1 補助対象設備の内容及び費用

(1) 太陽光発電設備

設置した太陽光発電設備に掛かる費用※1	3,375,000	円	…①
---------------------	-----------	---	----

(2) 蓄電池

設置した蓄電池の種別	4800Ah・セル未満(家庭用)		
設置した蓄電池の蓄電容量※2	12.0	kWh	…②
設置した蓄電池に掛かる費用※1	1,680,000	円	…③

※1 消費税及び地方消費税相当額除く

※2 小数点第二位以下切り捨て

・別紙に記載の工事費・設備費の合計

2 他補助金の受入状況

補助対象経費に対して、他の補助金等の交付を受けることが決定している又は受けた場合(受けていない場合は空白で構いません)

(1) 太陽光発電設備

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア	他補助金額	円	…④
イ	①-④	3,375,000	円 …⑤

(2) 蓄電池

	補助金等の名称 (複数ある場合は全て)		
ア	他補助金額	円	…⑥
イ	③-⑥	1,680,000	円 …⑦

3 実績報告額(千円未満切捨て)

(1) 太陽光発電設備

ア	補助率: ⑤ × 1/3	1,125,000	円 …⑧
イ	申請額(⑧又は200万円のいずれか低い額)	1,125,000	円 …⑨

(2) 蓄電池

ア	補助率: ⑦ × 1/3(千円未満切捨て)	560,000	円 …⑩
イ	申請額(⑩、14.1万円/kWh × 1/3、100万円※の低い額)	560,000	円 …⑪

※災害時に地域で電力を提供する場合は200万円

(3) 合計

申請額(⑨+⑪)	1,685,000	円
----------	-----------	---

4 補助対象設備の工事着手及び完了日

工事請負契約締結日	令和	7	年	10	月	30	日
工事完了日	令和	7	年	12	月	28	日
支払完了日	令和	8	年	1	月	15	日

5 交付申請時から実績報告までの間に、変更申請の不要な範囲で申請内容を変更した場合は、その内容

	「交付申請書類に係るチェックリスト」を参考に、必要に応じて変更内容を証明する書類を添付してください。
--	--